

# いわき市農業委員会第7回総会議事録

## 1 開催日時

令和3年12月17日（金） 10時00分から11時45分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（33人）

### (1) 農業委員（23人）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

### (2) 事務局（10人）

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
草 野 浩 平	主任主査兼農政振興係長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
府 川 将 人	農地審査係長
鈴 木 昌 則	農地審査係 主査
福 田 幸 士	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査
渡 邊 梓	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者（0人）

## 5 早退・遅刻者（1人）

12 生田目 祥明（早退）

## 5 会議の概要

事務局 (阿部次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第7回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <p>○第7回総会議案書</p> <p>○許可申請に係る意見及び決定理由書</p> <p>○現地調査位置図</p> <p>【資料1】令和4年農作業労働賃金標準額（案）</p> <p>【資料2】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定案</p> <p>以上、5点です。</p> <p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に替えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号4番の草野庄一委員、お願い致します。</p> <p>皆様、御起立の上、黙読ください。</p>
4番 草野委員	<p>-いわき市農業委員会憲章朗読-</p>
事務局 (阿部次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様、御着席ください。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。</p>
草野会長	<p>いわき市農業委員会第7回の開催にあたり挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中、また雨の中、御苦勞様でございます。</p> <p>暦を見るとね、12月22日が冬至ということで、昔から冬至10日前ということが言われてまして、冬至前に少しずつ日は伸びるんだ、ということで、新聞を見ると、一番遅かったときに4時19分かな、昨日あたりの情報見ると20分になってます。</p> <p>4、5日で1分は日が伸びています。</p>

草野会長

ただ朝がまた詰まっていますんでね、実は昼間の時間はまだ短いんですけども、少しずつ春に、多少は近づいたのかなという感じはいたします。

それとですね、去る12月2日に、過去2年ほどできませんでした全国の農業委員会会長大会ということで、東京に行ってまいりました。

これも全ての会長が行けるというわけではなくて、限定された中で、行ってきました。

鈴木県会長をはじめ副会長それから、地域的には二本松市、古殿町、中島村、南会津町、大熊町といわき市ということで、県会長他8名、それと事務局が5名ということで、参加してまいりました。

事務局職員では草野係長に同行していただきました。

その中で、常々福島県選出の国会議員に要請と意見交換という時間を常に持つのですが、今回も非常に農業が米価が下がるなど色々な問題も含めてますんで、ひとつは、本県農業の発展に向けた要請書ということで要請をしてまいりました。

それから、米の価格安定に関する要請書ということで、鈴木県会長が朗読され、要請をしていきました。

現実的に、本件の米の下落という点では、2,600から3,000を超える大幅な下落になっているということで、この辺を切実に訴えまして、与野党関係なく、この対応にあたってくれということで要請をしてまいりました。

その中で国会議員との意見交換あったんですが、国会議員は与野党含めて、与党では、地元の吉野先生をはじめ、7名の議員が話を聞いてくれまして、今の農政の状況も各議員からお話をいただきました。

前半は与党系ということで、後半、野党系議員が来ていただきまして、要請をまた新たにさせていただいたという経緯であります。

野党の中で金子恵美さん主体的には玄葉さんとか小熊さん、馬場さん来られたんですが、私がこれからの市の農地を守る上での方法として、集落営農というのは、もう9年ぐらい前から言い続けられてなかなか現実化しない。

ただ他地区で非常に上手くやってる地区があるんだという情報を得ましたもんですから、白河の入方ファームという所がありまして、午後からの人・農地プランの中ではちょっと触れますが、その話を与党の議員のところで私が申し上げたら、野党議員と入れ替わって、玄葉さんがね、あの方は多分白河をベースに活動している人なので、私が言ったのとかぶるように、いや私の地元白河で薄井惣吉さんという立派な方が主導して、集落営農立派にやっているという話を玄

草野会長 葉さんがその場でね、おっしゃったんで、私も非常に答弁するために資料を色々持って行ってましたので、玄葉さんにも渡してこれからもよろしくという話をして参りました。

そんなことで、今日の総会はね、12月、今年最後となります。

何かとバタバタとした時期ですけど、ただ、今日は1日になりますから、どうか協力をお願いしたいと思います。

また、本日の総会はですね定例となります農地法に係る許可申請の他に令和4年農作業作業労働賃金について、審議をいただくということになります。

委員の皆様には慎重かつ円滑な御審議を賜りますよう、お願いして挨拶いたします。

よろしくお願いいたします。

事務局 (阿部次長) ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長 (草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日は、通告欠席はございません。

現在、委員24名中、24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第7回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号14番、石井英毅委員  
15番、新妻信夫委員

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内

議 長 容のすべてを記載する全文記録方式と致します。  
(草野会長) また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページ  
においても、公表することになっておりますことを申し添えます。  
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 ー議案書2ページにより会務報告ー  
(阿部次長)

議 長 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報  
(草野会長) 告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求  
めます。

事務局 特にありません。  
(草野係長)

議 長 それでは議事に入ります。  
(草野会長) 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員  
会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する  
事項については、その議事に参与することができないこととされて  
おります。  
該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。  
それでは、議案第1号、令和4年農作業労働賃金標準額（案）に  
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページを、お開き願います。  
(草野係長) 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 資料1、令和4年農作業労働賃金標準額（案）をお開き願います。  
(金成主査) 前回の総会まで、慎重な御協議ありがとうございました。  
原案について、福島さくら農業協同組合いわき地区本部と協議し、  
令和3年11月26日付で承認をいただきました。  
については、（案）のとおり令和4年農作業労働賃金標準額を決定し  
てよいかお諮りするものです。

議 長 只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。  
(草野会長) 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

8番  
佐川委員

議席番号8番、佐川良平です。

1点だけですね、ちょっと気になることがあるので、提案致します。

この標準額表の育苗と畔ぬりの概要欄の所ですけど、いずれもここにその育苗の場合ですと、配送料は別途、それから畔ぬりの場合ですと、散水は別途と、この言葉が別途で止まっているものですから、別途としたら、どうしたらいいのかなって、これ読まれた方はなにかこう惑われるのではないかというような気がするんですね。

別途御自由にしてくださいって意味なのか、あるいは別途ですね当事者間で御相談くださいということなのか、あるいはまた別途農業委員会に御相談くださいっていうのがですね、この辺はこの別途で止まらずに、この後も何かこう説明してあげた方が丁寧ではないかと思います。

以上です。

議 長  
(草野会長)

要するにこの別途で終わるのではなくて、その表現方法ですね。主旨は同じとしても、それでは、金成主査何かありますか。

事務局  
(金成主査)

こちらの表現の部分については先日までの協議で御審議いただいた部分でございます。

今の御指摘の通り別途で止めると、内容がちょっとわかりにくいということでございますので、別途の後の表現についてですが、これは当事者間で決めていただくというのがそもそもの主旨でございますので、別途の後に話し合いによる、といった表現を記載させていただくような形が考えられるかと思います。

そうしますと、例えば防除の所も、薬剤費別ですとか、あと下の所の果樹園作業の薬剤散布も、スピードスプレーヤの薬剤費別という、書いてある部分も、これも別で終わっていますので、これはこのままでよろしいのかどうかだけ確認していただき、案としては、別途話し合いによる、というような書き方になろうかと考えられます。

もし他に表現がありましたら御協議お願いいたします。

議 長  
(草野会長)

今、事務局からおおよその案を出しましたが、表現方法、今までは別途ということで、別途という表現は、必ず支払わなくてはならないということではなくて、受委託者双方の話し合いの判断に委ねるっていう、この辺、今佐川委員の意見として、入れたらどうだっていう意見なんですけど、それについては皆さんから、方法等も合わせて御意見ございますか。

-意見無しとの声有り-

議長  
(草野会長) 特に無いようでありますね。  
とりあえず事務局が言ったように、別途話し合いによると、いうことで、入れるということによろしいですか。

-異議無しとの声有り-

議長  
(草野会長) その他、ございますか。

-意見無しとの声有り-

議長  
(草野会長) 特に無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第1号について、只今の説明の通り可決することに御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議長  
(草野会長) 御異議なしと認め、議案第1号、令和4年農作業労働賃金標準額(案)については、只今の説明のとおり可決致します。  
次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の4ページを、お開き願います。  
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細は、担当者が説明致します。

事務局  
(鈴木主査) 議案説明書1ページを、お開き願います。  
それでは、事務局より説明をさせていただきます。  
地図につきましては、別紙現地調査位置図となりますので、併せてご覧下さい。  
番号1番から13番につきましては、売買による所有権の移転であります。  
また、番号14番につきましては、賃借権の設定、番号15番、及び16番につきましては、交換による所有権の移転、番号17番につきましては、地上権の設定となります。  
今月の3条申請面積につきましては、田23,350㎡、畑3,732㎡、合計27,082㎡となります。

<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>議案説明書5ページ、6ページをお開き願います。  許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  なお、許可要件の詳細につきましては、4ページでご確認ください。  説明は、以上です。</p>
<p>議 長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。  ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。</p>
<p>21番 新妻委員</p>	<p>議席番号21番、新妻公二です。  番号1番から14番、及び17番の事案につきまして、12月9日に現地調査をいたしました。特段、問題はございませんでした。  以上です。</p>
<p>議 長 (草野会長)</p>	<p>続いて、事務局お願い致します。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>事務局より報告します。  番号15番、16番につきましては、農地の交換のため、事務局のみでの確認を行いました。  現地を確認したところ、特に問題は無かったことを報告します。</p>
<p>議 長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、  特に問題無いと判断されるとのことでした。  委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。   －意見無しとの声有り－</p>
<p>議 長 (草野会長)</p>	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。   －異議無しとの声有り－</p>
<p>議 長 (草野会長)</p>	<p>御異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事</p>

議 長 (草野会長)	業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の5ページを、お開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書7ページを、お開き願います。 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画 変更申請について、御説明致します。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決 定理由書を併せて御覧願います。 説明の前に資料の訂正がございます。 御手元の議案説明書8ページをお開きください。 番号1番、所在地番が誤っておりましたので、訂正願います。 大変申し訳ございません。 以上、訂正のほどよろしくお願います。 それでは、案件の説明に入ります。 番号1番、申請人の住所氏名は、平字梅本21番地、いわき市長内 田広行です。 申請地は、久之浜町、登記地目は畑、転用面積は合計で19,570㎡ です。 当初の転用目的は、盛土による農地改良としての一時転用であり、 変更申請の内容は、事業の操業期間又は施設の利用期間の変更です。 本案件は、当初申請時においては、期間を令和3年7月26日から 令和3年10月30日までとしておりましたが、いわき建設事務所から の盛土に使用する土の提供が遅れたため、期間を令和3年7月26日 から令和4年3月31日までとする事業計画変更申請があったもので す。 なお、当該案件は事業計画の変更を伴わず、期間の変更のみであ ることから、事務局のみで調査を実施しております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の報告をお願い致します。
事務局 (福田主査)	番号1番について現地を調査した結果、特段、問題はありませ ん でした。 報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。  
委員の皆様から何か御意見、御質問はございませんか。

—意見無しの声有り—

議 長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ござい  
ませんか。

—異議無しの声有り—

議 長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定によ  
る許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致しま  
す。  
次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の6ページを、お開き願います。  
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細は、担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査) 議案説明書5ページをお開き願います。  
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、  
でございます。  
説明の前に資料の訂正をお願い致します。  
許可申請に係る意見及び決定理由書8ページをお開きください。  
最下段の一時転用の妥当性の期間について、許可日から令和6年  
12月24日となっているところを、許可日から令和6年12月25日と訂  
正願います。  
これは、当該許可は平成30年12月26日から令和3年12月25日まで  
を転用許可期間とした、営農型発電設備の一時転用に係る更新の許  
可であることから、前回の許可日満了後、その翌日から切れ目なく  
更新許可が発効することとなります。  
以上、訂正のほどよろしくお願いいたします、大変失礼しました。  
それでは案件について説明致します。  
議案説明書10ページ、及び現地調査位置図、許可申請に係る意見  
及び決定理由書をご覧ください。  
なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、の順で  
申し上げます。

事務局 (坂本主査)	<p>1 番、川部町、畑、107㎡、庭敷地です。</p> <p>2 番、川部町、田、1,899㎡、駐車場敷地です。</p> <p>3 番、江畑町、田、8.46㎡、営農型太陽光発電設備のための一時転用です。</p> <p>なお、当該申請は、平成30年12月26日に許可となった営農型発電設備のための一時転用許可の更新に係る申請であり、現場においては既に太陽光発電設備が設置されております。</p> <p>4 番、田人町、田、678㎡、携帯電話基地局の設置のための工事用地に係る一時転用です。</p> <p>申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
22番 大竹委員	<p>議席番号22番、大竹公治です。</p> <p>番号1番から番号3番の案件について、現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局お願い致します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>番号4番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>－異議無しの声有り－</p>

議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 4 号、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 7 ページを、お開き願います。 【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書 11 ページをお開き願います。 議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明いたします。 議案説明書 12 ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧願います。 番号 1 番、申請地は、三和町、登記地目は田、及び畑、転用面積は 640.33㎡です。 当初の転用目的は、工事用地への仮設道路としての一時転用であり、変更申請の内容は、事業の操業期間又は施設の利用期間の変更です。 本案件は、当初申請時においては、期間を令和 3 年 7 月 26 日から令和 4 年 1 月 25 日までとしておりましたが、いわき農林事務所発注の、同一区画における新たな工事を受注したことにより、期間を令和 3 年 7 月 26 日から令和 4 年 7 月 25 日までとする事業計画変更申請があったものです。 なお、当該案件は事業計画の変更を伴わず、期間の変更のみであることから、事務局のみで調査を実施しております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (福田主査)	番号 1 番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長)

議案書の8ページを、お開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

詳細は、担当者が説明致します。

事務局  
(渡邊主任)

初めに15号及び17号の内容に訂正がございます。

15号につきましては、貸し手が死亡しているとの連絡がおとといございまして、利用権の設定ができなくなったため、12月10日にお送りいたしました、議案説明書の追加資料、議案第6号いわき市農用地利用集積計画について、の16ページ、番号111、及び24ページ、番号191について削除願います。

それに伴いまして、4ページ、農用地利用権設定地区別総括表の新規、転貸について、本日お配りいたしました別紙の資料のとおり変更となっております。

なお、筆数につきましては、田を1筆少なく、畑を1筆多くカウントしておりましたので、併せて訂正いたしております。

また2ページをお開き願います。

最上段令和3年度第15号、利用権の新規設定について、借り手116件、貸し手165件、対象筆数田1,262筆、畑162筆、面積畑72,930.00㎡に変更いただきますようお願いいたします。

17号について、2点変更がございます。

まず、39ページの番号4番をご覧ください。

農地の借り手、貸し手より、借賃に誤りがあった旨の連絡があり、金額を訂正しております。

次に、41ページ、番号の27番をご覧ください。

地元の農地利用最適化推進委員の情報提供により、現住所が変更されていることが判明したため、貸し手本人に連絡を取り、現住所

事務局  
(渡邊主任)

の聴き取りを行いました。

正しい住所に訂正しておりますので、御確認願います。

以上、17号については2点となります。

お詫びの上訂正願います。

では、農用地利用集積計画第15号から18号について説明致します。

2ページをお開き願います。

第15号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものです。

実施地区は、平、勿来、四倉、三和。

借り手116件、貸し手165件、対象筆数田1, 262筆、畑162筆。

面積は田1, 018, 696. 45㎡、畑72, 930. 00㎡となっております。

第16号は、新たに利用権、賃貸借を設定する事案でございます。

実施地区は、平。

借り手2名、貸し手3名、対象筆数は田4筆。

面積は田4, 255㎡となっております。

第17号は、賃借期間の満了に伴い、利用権（賃貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は、平、勿来、常磐、四倉、小川、久之浜、大久

借り手12名、貸し手28名、対象筆数は田65筆、畑4筆。

面積は田93, 655㎡、畑1, 345㎡となっております。

第18号は、賃借期間の満了に伴い、利用権、使用貸借を再度設定する事案でございます。

実施地区は、小川。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数は畑1筆。

面積は畑750㎡と、なっております。

なお、議案説明書44ページまで農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第15号から第18号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第118条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。

委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第7号、いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長) 議案書の9ページを、お開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

お手元の方にですね、右上に資料2と書いてある資料の方、御準備いただければと思います。

資料2のいわき市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案というものでございます。

これまでの経過について、ちょっと振り返ってみたいと思うんですが、まずですね、今回の改定案の作成に当たりましては、まず本年9月にですね、第4回の総会の中で、今回の指針の改訂に関するですね、概要の説明、また改定に向けた基本的な考え方、及びですね、スケジュールの説明を総会の中でさせていただきました。

その後ですね、10月13日の日にですね、役員会、及びですね、農地利用最適化推進委員の地区審議会の幹事会、第1回幹事会の中で、素案の作成を協議していただいたところでございます。

その素案の方をですね、10月18日開催の第5回総会の中で、素案の方を御説明させていただいたというところでございます。

その後ですね、その素案について、農業委員の皆様、推進委員の皆様からですね、11月2日まで意見をですね、聴取をさせていただいたというところでございます。

その後ですねその意見等ですね、今回のこの指針の改定案の方に盛り込むもの、そうでないものという形で仕分け、及び取りまとめをさせていただいたというところでございます。

その取りまとめたものを、内容をですね、今度は11月16日に同じく役員会、そして第2回の幹事会の方、開催させていただきまして、その意見を反映した素案を修正したところでございます。

11月19日、先月になりますが、第6回の総会の中で、吉田代表幹事にも御出席いただきまして推進委員の方からですね、意見ということで報告をさせていただきたいというところでございます。

事務局  
(小川係長)

あわせて素案についてのもので、協議を総会の中で行ったというところでございます。

今月入りまして、12月13日開催の役員会の中で、改定案ということで最終的な案を作成したというところございまして、本日ですね、総会に提出させていただいたということでございます。

それではですね、今までの検討の結果を踏まえまして、今回ですね、御手元の資料2の方にですね、指針の改定案の方を作成したというところでございますので、本日はですね、この改定案の通り決定してよいか、お諮りするものでございます。

詳細な説明は、省略をさせていただきますが、私の方からの説明は以上でございます。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より議案第7号について説明がありました。

これについて委員の皆様から、何か御意見ございますか。

5番  
田子委員

議席番号5番、田子耕一です。

5ページの(2)、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の件について、ちょっとお聞きしたいと思います。

マップ①の2行目、すいません、3行目の参入希望者、法人を含むとなっております。

それから一番下の④のイ、そこにも、新規参入者、法人を含むとなっておりますが、この法人というのは何を指しているのでしょうか。

農地法でいう経済活動をする法人とのみ捉えるのか、あるいは、前回、お話ししました、社会福祉法人等を含んでいるのか、その辺がちょっとこれが不明確じゃないか、とそんなふうに考えますので、その辺、お聞きしたいと思います。

議長  
(草野会長)

これについては、農業法人の他にも法人があるということですね。

5番  
田子委員

確かに、農地法でいう経済活動をする法人を対象とはしているんですが社会福祉法人については、その中で対象としてないような、その社会福祉法人関係では、新たに農業分野に参入しようという動きが非常に強うございますから、あのそれらを新規参入者というふうな、その取り扱いができないだろうかということなんです。

事務局  
(小川係長) 今回の御質問ですけれども、法人というのはですね、社会福祉法人もそうですし、NPO法人もそうですし、要するに法人と言われる全てを含むような形でございます。

事務局  
(阿部次長) 補足させていただきます。  
要するにですね、法律上、農業に新規参入が可能とされている法人については、すべからく法人の中に含む。  
農業に参入することが可能とされているものは全て含んでますということです。

5 番  
田子委員 このように解釈してよろしいということですね。

事務局  
(阿部次長) はい

議 長  
(草野会長) 他に、委員の皆様から御意見はございませんか。

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第7号、いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定については、原案のとおり可決致します。

次の報告事項に入る前に休憩にしたいと思います。

只今、11時05分ですので、11時15分まで10分間の休憩と致します。

(10分間休憩)

議 長  
(草野会長) それでは、再開致します。  
報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書13ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

11月は28件の届出がありました。

合計面積は、田97,047.81㎡、畑56,273.43㎡、合計153,321.24㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書20ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

11月は3件の届出がありました。

合計面積は、田2,391㎡、畑853㎡、合計3,244㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書22ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

11月は13件の届出がありました。

合計面積は、田1,882㎡、畑2,909.02㎡、合計4,791.02㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議案書13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書26ページをお開き願います。

11月は13件の合意解約がありました。

合計面積は、田34,949㎡、畑3,834㎡、合計38,783㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告させていただきます。

次の、報告第5号は草野係長より報告致します。

事務局  
(草野係長)

議案書14ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。

事務局 (草野係長)	<p>11月は2件、相続税の納税猶予についての案件でありました。 合計面積は、田11,295.00㎡、畑177.00㎡、合計11,472.00㎡になります。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 議事の報告と致しましては、以上になります。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、報告事項ですので、御承知置き願います。 続いて、その他に移ります。 事務局から、何かございますか。</p>
事務局 (草野係長)	<p>特に、ありません。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他、委員の皆様からございますか。</p>
18番 鈴木委員	<p>議席番号18番、鈴木義直です。 農業委員会としてちょっとお願いがあって今発言するんですけど、冒頭からの会長の国会議員に対して陳情したってということなんですけれども。</p> <p>他の市町村は、やはりこのお米の値段が下がってしまって、ある市町村だと一反当たり4,000円の補助金、支援金を出しているような地区もありますので、できれば市町村単位で、いわき市に対しても、そこまでは多分難しいと思うんでしょうけれども、何か市独自の支援を出してもらいたいような要望っていうのは、出せないのかなと思って発言いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>この前の12月の定例会で、ある議員から、やはり市議会なんでね、いわき市の、要は下落に関しての助成金は、助成金と言わず助成の方法は何かないかという質問された件について、要は無利子で、要するに助成っていう貸し出し、あの項目だけは出てるんですが、ただJAとしての反応もまだない、市としてもそれについての反応はないっていうことなんで、それを我々委員会としてもそういう要請書というか、要望書は出した方がいいという件ですね。</p> <p>この件について皆さんに諮るっていうよりも、実際実態がそうい</p>

議長  
(草野会長)

うことなんでね、こういったものを例えば事務局で委員の声として届けるっていう部分に関しては、農業委員会としての対応は、方法としてあるのか。

その辺は事務局としてどうでしょうね。

協議のベースで終わるのは可能だとかっていうこと、局長お願いします。

事務局  
(太局長)

今、市に対する要望という御意見なんですけど、実は農業委員会そのものですね、市の一部なんでございますので、市の中の者同士ですね、要望したりするということなものですから、正式な形ですね、要望書を突きつけるようなことっていうのはなかなかしづらいところは、実際ところはあるのではないかと思われるところであります。

出れば意見書ということで今年出したところなんでございますが、意見書につきましてもですね、ちょっと従来の建議のようですね幅広く、意見を述べるというような類いのものでなくて、農地利用の最適化推進に関する意見ということで、そこも農業委員会として縛りがございまして、なかなかちょっとですねあの、正式なですね、農業委員会のという形ですね、要望書を呈するするのはちょっと難しいところがございます。

この今回の議事録等もちまして、そのような意見が出たということもですね、事務方サイドの方ですね、農林水産部の方に伝えるという、情報の共有ができるのではないかというふうには考えてございます。

議長  
(草野会長)

我々の立場がね、この改正農業委員会法があってから、以前の公選で農業を選ばれるという立場じゃないというのが、非常に私らは不満の部分があるんです。

なぜかっていうと市長にやはり任命されてるっていう立場だっていう形がね。

そうするとやはり、実質必要な意見がボケちゃうという可能性もあるんでね。

ただ先ほど言ったように、農に非常にあの、精通してるっていうか興味を持っている議員さんも37名の中には、結構いるわけです。

そういう方にやはり強くね、言ってもらって、ただ前回は農林部の方にいい対策はないかという部分の質問だったんで、やはりこれをもう少し強固にね、非常に農業者が困ってんだということも訴えるっていうのは、我々役員でも協議しながら、何らかの方法でね、声が届くような所を考えたいと思っておりますし、事務局と相談

議長  
(草野会長)

の上、方向性を探ります。  
その他ございますか。

20番  
坂本委員

議席番号20番、坂本和徳です。

その他ってということで先月の総会終了後から、2、3件ほど、私の地元山田の方から苦情っていうか何ていうか、苦情ではないんですけど、農地転用の関係でソーラー発電関係あるじゃないですか。

そのソーラー発電の関係で何か、いわき市の農業委員会委員が面倒くさいって言ったらうちらが悪いような相手が悪いんだかわかんないんですけど、そういう苦情来てるんですよ。

実際的に言えば、ある事業所と契約したんだけど、それで、ある地区とある地区の沢で田んぼを作っていないから、そこでソーラー発電っていうことで去年話あってから、来年の3月で約2年くらい経つんだけど、どうなってるのっていう感じで、電話かかってきましてそれで約30分くらい意見を聴いて、農業委員会では、一応毎月議案に上がってくれば、それで皆さん24人いる委員の判断で許可になる、ならないとか、そういうのを議論してやってるんですけどっていうふうには説明しました。

いやもう、それで3月で2年になるんだよねとか、違う人は、もう1年以上待ってるんだけど、契約という話があったのにねとか、自分達が悪いんじゃないかって、私達もいつも議論して、良い、悪いっていうふうにやってるわけじゃないですか。

多分、あえて業者さんが明らかに非があるくせして、うちら農業委員を悪者扱いにしてるような態度を示してるような感じなので、そこを皆さん、今後そういうことを何て言うんすかね、16期から農業委員になって、17期になった途端に農地転用でのソーラーの案件が、みっちり減ったわけじゃないですか。

そういうことの上で、多分、業者が違う地区に行ってるっていう噂っていうか、話も聞いてるんで、いわき市農業委員会が面倒くさいからっていうことで、多分そうなると思う。

結構、耕作放棄地もあるんだけど、違う地区、双葉郡内とか相馬地区の方が簡単だからっていう感じで、向こうに行ってるっていう話も聞いてるんで、やっぱいわき市はもうやり尽くしたから、もうやりたくないっていう感じなのかなと思うんです。

よく今まで議論した中でもう、許可申請で、許可出たのに、取り下げて実際始まってみたら、山斜面あったから、また再度申請し直すとか、あのような話は、グーグルアース見ただけでも多分できるっていう感じだと思うんで、道もどうなっているかわからないっていう多分そういう感じだと思うんで、皆さんの地区でも多分そうい

20番  
坂本委員

う点はあるかもしれないので気をつけてください。

議 長  
(草野会長)

それは坂本委員の近隣の人が、それは業者からの話でなくて、業者に頼んでるんだけど、どうも許可がいわき市が、厳しいから出せないんだっていう意見が来てどうなってんだという話。

これについては、事務局ではどうですか。

事務局  
(阿部次長)

実際ですね我々あの転用の事務を携わらせていただいている中で、個別案件で、例えば農業者の方御自身から、ここの地番で太陽光を進めたはずなんだけど、農業委員会でどうなってんのって問い合わせをいただくこともあります。

それから、例えばあの議員さんから聞かれる言葉では、議員さんが地元の方から言われて、太陽光を進めているはずなんだけど、どうなってること、地番特定でこうなんだけどっていうことで、お問い合わせを受けることがたまにあります。

我々の方でも調べてみると、いや、それ、相談自体来てないですよなんていうことも結構あるんですね。

事業者と農業者の方との間でどういうお話が進んでるかちょっと我々は、あの具体的に申請者の相談とか、あるいは申請があればわかりますけれども、その事業者さんと農業者の方の間だけで進んでる話までは、ちょっと我々承知すること、把握することができないので、問い合わせを受けたときに、調べてみると相談してきてないですよってことは、あるので、ちょっともしそういったことがあればですね、個別案件として農業委員会の事務局の方に確認していただければというふうに思います。

20番  
坂本委員

お願いします。

議 長  
(草野会長)

坂本委員も16期から現地調査、毎月あれですけど、年に2、3回は現場に携わっているのですね、かなり多い時から、ソーラー、ソーラーということで、現地も見てるし、農業委員会の動きってのは、一番自分が知ってるわけですから、そういう部分では多分そういう対応はしてると思うんだけど、今、次長が言ったように、その案が出たときには、当然日報に書いて、電話でも何でもいいので事務局に問い合わせいただければ、答えることができますんでね。

そういうことで、なるだけ誤解のないような形で、我々手抜いてるわけじゃないし、非常に厳しくやってるわけでもない。

議 長  
(草野会長)

ただソーラーはこのところ非常に減っていますが、私の方でこれ  
まだ今ちょっとあれなんです、うちの集落にカロ川から水路で水を  
運んで、24町歩の水を持って来る水路があるのですよ、延々約2km山  
際をずっと引っ張ってる。

その途中が、ソーラーだったと、この路肩が崩れて、水路を全  
部埋めちゃったと、今問題が起きて、市の、これは農地に関わるん  
で農地課、それから許可とか絡んで農業委員会、生活にも絡むとい  
うことで、生活環境部環境企画課っているのが、林地に絡めば林務  
課、ここと連絡取り合いながら、対応策を練ってます。

ただ、業者が大阪だっているんで、非常に対応が悪いところもあっ  
て、ただ今後、このままだと、私は来年となる米を作れない。

と、というような状況に、今なりつつありますんでね。

ただ、そういう事案もこれから非常に危惧される。

ということで、現状の調査の時には、影響の無い所、平地に入っ  
てる分にはいいんです。

やはり崩して造成して作ったっていう場合の、現地調査はやはり  
グループの全部見渡して、落ちる可能性のあるところは、やはり勧告  
するとか、別な手法を考えてもらうとかっていうことにも繋がって  
きますんでね。

私の事例が本当は悪い事例なんですけど、きっかけとしては非常に  
よかったのかなと思って、これから対応については、私個人として出  
来ない、当然行政ですから、区長を中心にね、対応策を今交渉して  
るということになってます。

そういうことで何かあった場合にはその案件ごとにね、事務局に  
相談かければ、いやそんな相談全然聞いてませんよっていうような  
ことになるかも知れないですし、その辺もあわせて、これから対応  
していただきたいと思います。

ということで、ご理解願いたいその他ございますか。

その他、委員の皆様から御意見ございますか。

12番  
生田目委員

議席番号12番、生田目祥明です。

消防団の関係で、ちょっと用事がありまして、参加予定なので、  
ここで退席を願いたいと思います。

午後の全員協議会には出席致します。

議 長  
(草野会長)

退席を認めます。

(生田目委員退席)

23番  
木幡委員

議席番号23番、木幡仁一です。

せっかくですねまだちょっと時間があつたので、農業委員というよりも、農業経営をなさっている皆さんに、ということで色々税制改正について、雑誌とか新聞で書かれていると思いますが、それについてちょっとだけ関連するところは本業ですんで、御説明をさせていただければ、お時間頂戴します。

大きく3点ほどですけど、まず11月か10月ぐらいから、月曜日の朝になると、お客様から問い合わせがあつて、週刊誌の広告の見出しを見て、年内に贈与しないと大変なことになるという。

直近まで、贈与ができるのはあと2日とかですね、煽るような記事がたくさん出ておつたんですけども、12月20日に、政府与党の税制改正大綱というのが出まして、実は令和3年の税制改正大綱に、相続税贈与税を大幅に見直すという方針が謳われて、それを元に、例えば皆様も毎年110万ずつの贈与とかですね、そういうものをお使いになって、お子さんたちに財産の分与をしているケースがあるかと思うんですけど、それができなくなるというような論調で書かれておつたのです。

けれども、令和3年12月20日に出ました税制改正大綱の中で、やはりそれについての具体的な方向が出ません。

将来に向けて検討するという方向だけで、具体的によく言われていたのが、今より年間110万円の贈与税の基礎控除をなくすとか、昔の60万円に戻すとか、そういう議論があつたように書かれているんですけども、全くこれはありません。

ですんで、もし具体的な対応が出たとしても、令和5年の税制改正大綱、だから1年ずれです。

そこから、適用があるかと思えます。

ですので、今は通常に贈与等できますので、生前贈与で相続対策ということをお考えの方であれば、今年からおやりになつても十分かなと。

週刊誌の話ではありませんけど、まだ年内、日数ありますんで、現金とか預貯金とかですね、そういう名義変更が可能ですので、週刊誌の記事に踊らされないと出されないで、冷静に御対応いただければというふうに考えております。

それから2点目が今年の10月から手続きが始まっておりますけれども、前に一度消費税の勉強会やらせていただきまして、インボイスという制度です。

令和5年の10月1日から導入をされます。

それに関する申請手続きがこの10月1日からスタートいたしました。

簡単に言うと、今まで領収書を切っていたものに、インボイスの番号と、それから消費税の金額、8%、10%ございますので、その金額を明記しなさいと、原則は総額表示をして、内消費税いくらという記載が大原則だと、これは国税庁のホームページに載っておりますので、お時間あったときに見ていただければと思いますが、農業に関して言うと、大きく3つです。

ひとつは農協等に出してらっしゃる米とか一括方式ですね。

これについては、現在、免税事業者1,000万の売り上げのない方でも、一括でやっている場合には、農協の方で、あるいはその市場の方で、全部課税事業としての届け出手続きをやってくれるんで問題はないということです。

ただし、直売所とか、小売店さんや卸売りさんに直接販売なさっている場合は、令和5年の10月からはインボイス出してくれと。

お客さんの方で勝手先の方で、消費税の課税資料にしたいから、必ずインボイスちょうだいねというふうに言われる可能性が出てまいります。

皆さんのところで、他に類を見ないような特殊な商品を作りになっていけば、作物作っておれば別ですけども、極端な言い方をすると、どこでもいいのだから、いうことを言われると、そのときに取引を排除される可能性が出てきます。

今は、皆さんが、課税事業者か免税事業者かは相手にわかりませんので、それに基づいて取引を解除するといった場合には、公正取引委員会が、実名を公開して処分するという言い方をやっております。

ところが、そのインボイスが入ってくると、自分で課税事業者がどうかで、手を上げることになるので、それに基づいて排除されたとしても、もう文句の言うところがありません。

課税事業者になってくれって、ならないから外されるのですよっていうのを言われかけて、それについては公取も助けてくれなくなりますので、そのあたりを御注意いただきたいと思います。

インボイスもう一点は、農業生産法人で、農事組合法人です。

農事組合法人だと、組合員の方に従事分量配当を支払って、これを多分、課税仕入れにしているはずです。

その払っている組合員の方が免税業者だと、その分の従事分量配当についての消費税の課税仕入れができなくなる。

つまり、組合員の方が、課税事業者か免税事業者かっていうのをちゃんと確認を取って、組合員の方に従事分量払うときに、その違いによって課税仕入れができるかできないかというのが変わってまいります。

ですんで、私は、農事組合法人ってものすごくいい制度だと思っています。

税制的にもそれを認めて、わざわざ期を越えて決算組んだときに従事分量配当を確定したら、その事業やった年度にさかのぼって経費にしていいますよって言ったのですよね。

これは株式会社とかの通常の法人組織とか全く違う、農業についてだけ認められた非常に優れた考えだと思うのですが、これをこれ全部議事録残りますか。

一言一句残りますか。

残してください。

農事組合法人という優れた制度を駄目にする。

消費税のおせっかいだと思っています。

ですんで、これについても農事組合法人で、従事分量配当で調整なっている方については、今後どういう調整になるかということを検討いただく必要があるのではないかと思っています。

それと、3点目です。

来年の1月1日から、これもあまり認知されていないのですが、電子帳簿保存法という法律がスタートいたします。

今まで、これ勘違いしていただいて困るのは、あくまでも対税務署です。

税務署が調査に来たときに、何を見せるかっていう話で、旧来紙で作って出しているものとか、見てもらっているものについてはこれ何の問題もないです。

ただ唯一、もしかするとあると思うのですが、電子取引、一切紙を介さないやつ。

例えばAmazonとかで買い物しましたとか、資材についてもネットで購入している。

そうすると紙のやりとりないですよ。

あと一番わかりやすいのが高速に乗ったときに、ETCの料金は現金で払わないと紙出ないですよ。

ETCのNEXCOのホームページに入って、自分のページで紙を出さないと、サービスを提供したNEXCOからの支払いの証明って出ないことがある。

カード会社から来るのは、あくまでもその費用の立て替えをする、精算をする会社からくるものであって、厳密にはその役務をやってくれた道を取らしてくれたNEXCOからのものでないと、本来は証拠としての意味がなくなります。

そういった電子取引の情報について、紙で保管することは一切まかり通らず一切認めないというのが本来の法律だったのです。

23番  
木幡委員

だから、必ずネットの情報を写メしていたり、そういう形でデータとして保存しなさい。

紙で入ったものがあっても税務署も見ませんという法律で、最悪青色申告の取消しますという法律を作りました。

ところが、調査をしたら、電子帳簿保存法が国民に対する認知度が3割いってないという結果が出まして、急遽、先週19日かな、に、これも電子帳簿保存法、税制改正大綱の中に法律の改正として出ましたが、2年間は令和5年の12月31日までです。

については、電子の帳簿として電子データとして保存していなくても、それがわかる紙があれば、それについての、やむを得ない理由があれば、紙でいいという言い方をしております。

ただし、これから先どんどん電子取引が増えてまいりますので、皆さん紙使いたくないので、電子取引については少しずつ使い方を慣れていただいて、令和5年を迎えるという形にしておいていただくのが一番いいかなと思います。

最初言った罰則だのなんだのっていうのは基本的になくなりましたので、そのあたりは慣れる猶予期間じゃなくて慣れる期間が2年あるというふうに考えていただければと思います。

ということで税制改正ですけど3点だけちょっとお話をさせています。

議 長  
(草野会長)

木幡委員はこれが専門で、この分野に関しては我々も逆に無知な部分ありますんでね、今後またいろんな機会に御指導いただきたいと思います。

確かにここ2年ぐらいでね、慣れろっていっても、若い人は割と順応性があるので慣れますが、やはりある程度高齢になってくると、思うように、果たしてそういうね、今年度までにそういった体制が取れるかっていう点では、これから我々も非常に難しいかもしれません。

ただ時代はそういうふうに進んでるっていう点ではね。

考えないといけない。

そういうわけで、今後ともよろしくお願い致します。

その他ございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長  
(草野会長)

なければ、これをもちましていわき市農業委員会第7回総会を閉会と致します。